

# 千葉県高齢者等ごみ出し支援事業補助金交付要綱

## (趣 旨)

第1条 市長は、高齢者や障害者等でごみ出しが困難と認められる世帯のごみ出しに係る利便性と衛生環境の向上を図り、対象世帯の在宅生活を支援するため、家庭系ごみ収集団体が対象世帯から家庭系ごみを収集し、ごみステーションへ排出した場合、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該団体に対し補助金を交付する。

## (定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 家庭系ごみ 一般廃棄物処理実施計画に定める家庭系ごみのうち可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、有害ごみ（危険物）をいう。
- (2) 家庭系ごみ収集団体 対象世帯から家庭系ごみの収集を継続的に実施する町内自治会、老人クラブ、マンション管理組合及び資源物回収業者等で、市に登録した団体をいう。
- (3) ごみステーション 一般廃棄物処理実施計画に定める収集場所及び市長が指定する場所をいう。

## (補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、家庭系ごみ収集団体が対象世帯から家庭系ごみを収集し、ごみステーションへ排出する事業とする。

2 家庭系ごみ収集団体は、前項の事業又は前項の事業に類する事業について、国、地方公共団体等からの補助、助成及び委託を受けていないものとする。

## (対象世帯)

第4条 対象世帯は、市内に住所を有するごみ出しが困難な単身の世帯で、次のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、同様の要件を満たす同居人がいる場合は、対象世帯とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項及び第2項に規定された要支援認定1・2又は要介護認定1から5までの認定を受けている者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定された身体障害者手帳の1級及び2級の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定された精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている者
- (4) 千葉県療育手帳制度実施要綱（平成4年4月1日施行）に規定された療育手帳の㊦又はAの交付を受けている者
- (5) その他、市長が認める者

## (補助金の額)

第5条 家庭系ごみ収集団体が第3条第1項に定める事業を開始した年度に1団体につき10,000円を補助する。

2 次の各号に該当する支援を行った家庭系ごみ収集団体に対し、対象世帯1世帯につき月額1,000円を補助する。ただし、別表に定めるやむを得ない理由により支援が実施できない期間があったために週1回以上の支援ができなかった月においては、その月に1回以上の支援を行った場合は補助対象とする。

- (1) 対象世帯より家庭系ごみを週1回以上収集し、該当するごみステーションに排出す

ること。

(2) 家庭系ごみの収集時に、希望する対象世帯に対し、声かけを行うこと。

(家庭系ごみ収集团体の登録)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、高齢者等ごみ出し支援事業団体登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請を行い、家庭系ごみ収集团体として登録をしなければならない。

(1) 高齢者等ごみ出し支援事業対象世帯名簿(様式第2号)

(2) 世帯要件確認調査に対する同意書(様式第2号の2)

(3) 高齢者等ごみ出し支援事業協力員名簿(様式第3号)

(4) その他、市長が必要と認める書類

2 対象世帯を事前に登録しない団体は、高齢者等ごみ出し支援事業対象世帯名簿(様式第2号)及び世帯要件確認調査に対する同意書(様式第2号の2)について、省略することができるが、対象世帯を登録するときは、当該書類を提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定に基づく申請があった場合、内容を審査したうえで登録の可否を決定し、家庭系ごみ収集团体登録決定・却下通知書(様式第4号)により家庭系ごみ収集团体に通知するものとする。

4 前項の規定により登録した事項に変更が生じた場合又は登録を抹消する場合は、家庭系ごみ収集团体登録変更・廃止申請書(様式第5号)により速やかに申請しなければならない。

5 市長は、前項の規定に基づく申請があった場合、内容を審査し、団体登録の内容変更・廃止の可否について、家庭系ごみ収集团体登録変更・廃止決定・却下通知書(様式第6号)により家庭系ごみ収集团体へ通知するものとする。

6 第1項で提出した対象世帯名簿(様式第2号)に変更があった場合は、新たに支援を受けることとなった対象世帯の世帯要件確認調査に対する同意書(様式第2号の2)を添えて市長へ速やかに提出しなければならない。

7 協力員名簿(様式第3号)に変更があった場合は、速やかに市長へ変更後の名簿を提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第7条 市長は、登録内容に虚偽又は著しい変更があると認められる家庭系ごみ収集团体があるときは、当該団体の登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により家庭系ごみ収集团体の登録を取り消したときは、その理由を付し、家庭系ごみ収集团体登録取消通知書(様式第7号)により当該団体に通知するものとする。

(交付申請)

第8条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする家庭系ごみ収集团体は、高齢者等ごみ出し支援事業補助金交付申請書(様式第8号)に高齢者等ごみ出し支援事業実績明細書(第9号様式)を添付して市長に提出しなければならない。

2 第1項の申請書は、次の各号に定める期間に応じ、次の各号に定める期日までに提出するものとする。

(1) 4月から同年 6月まで 同年 7月10日

(2) 7月から同年 9月まで 同年10月10日

(3) 10月から同年12月まで 翌年 1月10日

(4) 1月から同年 3月まで 同年 3月31日

(交付決定及び額の確定通知)

第9条 規則第6条に規定する通知は、高齢者等ごみ出し支援事業補助金交付決定兼額確

定通知書（様式第10号）によるものとする。

- 2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めるときは、高齢者等ごみ出し支援事業補助金不交付決定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（交付請求等）

第10条 前条の規定により通知を受けた家庭系ごみ収集团体は、規則第16条の規定に基づき、高齢者等ごみ出し支援事業補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出することにより補助金の交付を請求するものとする。

- 2 補助金の交付は、家庭系ごみ収集团体が指定した金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、家庭系ごみ収集团体が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けようとしたとき又は受けたときは、交付した補助金の全部若しくは一部について返還を命じることができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じるときは高齢者等ごみ出し支援事業補助金返還命令書（様式第13号）により、当該団体に通知するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 千葉市高齢者等ごみ出し支援事業補助金交付要綱（平成26年2月1日施行。平成30年3月31日廃止。）に基づき登録された家庭系ごみ収集团体については、この要綱の第2条第1項第2号の規定による家庭系ごみ収集团体とみなし、第5条第1項及び第6条第1項の規定については適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表) 支援が実施出来ない期間があった場合にやむを得ない理由とするもの。

1	第6条第3項に規定する家庭系ごみ収集団体の登録により月の途中で支援を開始した場合。
2	第6条第5項に規定する家庭系ごみ収集団体の廃止により月の途中で支援を終了した場合。
3	第6条第6項に規定する対象世帯の登録又は廃止により、月の途中で支援を開始又は終了した場合。
4	対象世帯の短期の施設入所（ショートステイ等）・入院・外泊等により対象世帯が不在となる期間があった場合。
5	家族等の訪問や滞在により、対象世帯の支援が行われた場合。 (ただし、当該支援が恒常的に行われているものではないことが明らかな場合に限る)
6	その他、対象世帯の都合により、支援が不要であった場合。(ただし、家庭系ごみ収集団体が支援の意思をもって対象世帯へ訪問を行っていた場合に限る)